

朝鮮時代の法典に見える「從重」の意味

田 中 俊 光

조선시대 법전에 나타난 “從重” 의 의미

Toshimitsu Tanaka

Abstract

명나라 형법전인 대명률에서 “從重”은 二罪俱發以重論 즉 두 가지 이상의 죄가 발각된 경우 그 중 무거운 쪽으로 흡수해서 논죄하는 뜻으로 쓰인다. 그러나 조선시대에 편찬된 법전 중 형벌 규정으로 흔히 나타나는 “從重”은 이와 다른 의미로 사용되고 있다.

조선에서 편찬된 법전에 등장하는 “從重”의 의미를 문헌자료를 통해서 고찰한 결과 별도로 규정되어 있는 처벌 규정을 가중하는 뜻이 아니라 단순히 “엄격하게”, “보아주지 말고”라는 뜻으로 쓰였음을 알 수 있다. 그러나 그렇다고 해서 사법관리가 멋대로 형벌을 결정한 것이 아니라 실제 사건에서 적용되는 근거법과 형벌 종류는 명백히 규정되어 있었음을 《신보수교집록》을 통해서 밝혔다. 그리고 “從重論罪”의 실제적 형벌 내용에 대하여 단순히 “論罪”로만 표현되는 것과 비교해서 분석한 결과 형벌이 약간 무거운 경향을 보일 뿐 거의 차이가 없고 절반 이상이 대명률 制書有違조로 장 100, 不應爲조 事理重者로 장 80에 比附되어 처단되었음을 밝혔다.

はじめに

朝鮮王朝(1392-1910)は、建国当初から刑事事件における処罰の根拠に明の刑事法である明律を採用し、王朝末期までの約500年間にわたり、自国の一般法として運用し続けた。19世紀末には、甲午改革(1894)を契機

に近代法の導入が進められるなか、大韓帝国の光武9年（1905）に施行された「刑法大全」にも、明律の影響が色濃く残っていた。

このように、朝鮮の法にとって明律は不可分の関係にあったが、あくまでも明の刑事法であるため、中国との法感情の差異によって法定刑に対する違和感が生じ、また、明律に定めのない朝鮮独自の犯罪をどのように処理すべきか、という問題が幾度となく浮上した¹⁾。これに対して朝鮮政府は、個別の案件に対する王の指令や、各官衙が立案し朝廷で決議された独自の法案に対する王の裁可といったかたちで対処した。これらの指令や裁可が所轄の官衙へ伝達され、「受教」として執行された²⁾。

明律とは別の法体系である受教による刑事案件処理は、本来は一時の権宜に過ぎなかったが、同様の案件に対して朝廷で過去の受教が繰り返し援用され、また、受教内で「永く恒式と為せ」と王命が下されることで、徐々に特定の受教が定例化していった。過去に伝達された受教が各官衙に蓄積すると、朝廷でこれらを集成して類型化した法規集として整理する動きが見られ、補充・改定作業を重ねながら、次第に朝鮮独自の色彩を帯びた法典として確立していった³⁾。朝鮮独自の法典は、明律と同様に吏・戸・礼・兵・刑・工の六部で構成され、明律の規定に優先して適用された。このように、朝鮮の刑事法体系は、大きく一般法としての明律と、特別法として定例化した独自法の二本立てからなり、これに加えて、新たな事案を個別具体的な受教で処理するという仕組みであった。

さて、このような朝鮮の独自法典に定められた処罰規定には、「従重論罪」「従重科罪」「従重勘処」といった表現が散見される。この「従重」の意味について、韓国で刊行された辞書の多くは、「2種類以上の罪が一度に発覚したときに、そのうちの重い罪によって処罰すること」と解説する⁴⁾。これは、併合罪または観念的競合における吸収主義を説明するもので、「二罪俱發以重論」として、唐代から清代までの中国の刑事法に一貫する法理論であり⁵⁾、明律にも規定されていた⁶⁾。このような歴代中国の律条文で用いられた「従重」が、朝鮮でも犯罪の処断における基本原則として適用され

ていたことは、史料からも疑う余地はない⁷⁾。しかし、朝鮮の独自法で定める処罰には、「従重」がこのような意味で用いられているとは思えない事例が多数存在する。例えば、宣祖元年（1568）の受教は、次のように命じている。

王都である漢城内の巫女は残らず調べ挙げ、留住したまま退出しない者は、見つけ次第治罪せよ。隠匿する人および活人署の書員は、従重治罪する。検挙しない官員は、罷免する〈隆慶戊辰の承伝⁸⁾〉。

この受教では、京中から巫女を追放する命令に従わない巫女本人と巫女を匿う者に対する処罰のほか、京中の巫女が所属する活人署の書員は監督責任、所轄の官員は不作為の責任にそれぞれ問われているが、いずれも各人が単一の犯罪しか構成しておらず、巫女隠匿者と活人署書員への「従重治罪」は、併合罪や観念的競合での科刑基準とは全く別の意味で用いられている。では、ここでの「従重」はどのような意味なのか。

中国の史書を見ると、隋の武成帝は大寧元年（561）の詔で、理に適う報賞と犯情を把握した処罰の重要さを説きながら、「今後およそ賞罰をするにあたり、みな賞の程度が疑わしければ重く、罰の程度が疑わしければ軽くせよ」と命じる用例が確認でき⁹⁾、「従重」が単に「重く」という意味で用いられることが分かる。この用法を前掲の朝鮮の受教の「従重治罪」に当てはめれば、「重く治罪する」あるいは「厳しく治罪する」と解釈できる。

中国における「従重」の意味や用法については、すでに清代の刑事裁判における「従重」の位置付けについて論じた鈴木秀光氏の研究がある。鈴木氏によれば、清朝においても「二罪俱発以重論」の理論、すなわち併合罪や観念的競合での科刑基準として「従重」が用いられたが、それとは別に、犯罪抑止や懲らしめの観点から、律正文の規定よりも刑罰を加重するという意味で「従重」が用いられたという¹⁰⁾。その加重のあり方には、犯罪の悪性度と刑罰の重さの均衡を確保する目的で刑罰そのものを若干加重す

る方法と、贖刑の適用除外や裁判審理の簡素化といった刑事手続の基本原則を変更することで加重効果をもたらす方法があったと論じる¹¹⁾。しかし、朝鮮の場合、前掲の受教を見る限り、加重される前の法定刑が示されていないため、単なる「治罪」を含め、実際の裁判で具体的にどのような刑罰が基準となったのか分からない。そもそも司法官が訊問を通じて明らかになった犯罪事実に対して法を適用する際は、もっぱら制定法で定められた単一の刑罰に依るのが中国法の原則であり、個別具体的な事件における犯罪と刑罰の均衡から量刑を判断するといった問題は、皇帝のみが最終的に決定し得たとされる¹²⁾。それにもかかわらず、朝鮮では、事件を担当する司法官が「従重」の名の下で、犯罪の悪性度と情状によって自らの裁量で重く処断することが可能であったのだろうか。

これまで、朝鮮における「従重」の意味や用法について考察した研究は皆無である。そこで本稿では、上記の問題意識から、鈴木氏の研究成果を踏まえつつ、『経国大典』および『大典統録』『大典後続録』『受教輯録』『新補受教輯録』といった朝鮮の独自法典や法規集に収められた「従重」とその類語が登場する規定が、朝鮮の編年史料にどのような表現で記述されているのかを検証し、さらに、朝鮮の独自法典や法規集に具体的な刑名でなく「従重」という表現が用いられている理由について考察してみたい。

第1章

『経国大典』『大典統録』『大典後続録』における「従重」処断の実態

14世紀末の朝鮮建国から15世紀前半までに制定された規定のうち、万世不変の成憲とすべきものを取捨選択して成宗16年(1485)に完成した『経国大典』、そして『経国大典』編纂後の受教を整理し同王23年(1492)に法条文として載録した『大典統録』や、『大典統録』以降の受教を条文化して中宗38年(1543)に編纂した『大典後続録』といった15世紀後半から16世紀前半にかけて編纂された法典には、「従重」という表現は登場せ

ず、同様に「重く論罪する」ことを意味するものと思われる「重論」が散見される。16世紀以前の史料は、多くの部分を正史として編纂された王朝実録のみに拠らねばならないという制約が大きく、「重論」の実際の処罰内容が詳らかでないものも少なくない。そのため、本章ではある程度内容が把握できるものに限定して検証したい。

- ① [経国大典] 田税徴収時に貢吏が納税者を侵害し、計量時に大目にサバを読み、また、納税戸と通謀して先に本家で密かに収賄し、漕転所に来て余剰の米で数を埋め合わせた者は、他人による通報を認め、違反した貢吏を重論する¹³⁾。

成宗2年(1471)12月に定められた「諸道田税収納時禁防節目」¹⁴⁾および戸曹が同節目を王に再上啓する記事によると、ここでの「重論」の実態は、罪人一家を半島北部の辺境地域に強制入居させる刑罰である「全家徙辺」であったことが分かる。

- ② [経国大典] 京中は司憲府、外方は觀察使が獄囚を檢察する。獄囚を監督する官吏で適切に救恤を行えずに多くの物故者を出した者は、重論する¹⁶⁾。

世宗24年(1442)の議政府の上啓によると、1年以内に獄に勾留されている死罪囚を2、3人、軽罪囚を2人死亡させた司獄官吏は、勤務評定の結果が上等であっても中等に擬し、死罪囚を4人以上、軽罪囚を3人以上死亡させた官吏は、下等に擬すと定められた¹⁷⁾。同内容は、文宗元年(1451)にも「正統7年(1442)の受教」として遵守するよう再度王に裁可された¹⁸⁾。成宗6年(1475)には、1カ月以内に州・府の獄で4人、郡・県の獄で3人以上の死亡者が出たときは、当該邑の守令に対しても品階を1等降格させる規定が成立している¹⁹⁾。したがって、この場合の「重論」の具体的な懲戒・刑罰の内容は、罪囚救恤義務を負う官吏の不作为に対して経歴上の不利益を与える処分であったと考えられる。

- ③ [経国大典] 里内に盗賊が潜伏しているのに、近隣や管轄責任者でこれを知りながら官に告言しない者は、重論²⁰⁾する。

世宗 29 年 (1447) の議政府の上啓によれば、15 世紀に編纂された『統六典』に「里内に出所不明な鞍馬、衣服および財物を使用する者や、理由なく深夜に集会して出入りする者がいるときは、近隣に住む里人に告官させ、もし官に告言しない者は、知情不首律により、盗賊の罪に 1 等を減じて処罰する」という規定があったが、実際には賊からの報復を畏れて里正たちが告言しないケースが非常に多かったという。「知情不首律」とは、世祖 3 年 (1457) の御札下教で明示されているように、知情蔵匿罪人律、すなわち明律の知情蔵匿罪人条を指す。²¹⁾

王朝実録の記事を読むと、当時朝鮮各地に出没した盗賊に対して、朝廷では彼らを厳罰に処すだけでなく、第三者からの告発を促すべく、告言者を報賞するとともに不告者を処罰する法令をたびたび下していることが分かる。その後、15 世紀後半の成宗代に入ると、不告者を全家徒辺に処すことが捕盗事目で定められ、²³⁾後にはさらに厳しく極辺充軍に処すよう命じた。²⁴⁾

- ④ [大典統録] 北平館に滞在中の野人 (女真族) の荷駄を検査せず、彼らの帰国時に禁制物が発見された場合、これを密売した者と事前に取り締まることができなかつた官吏をとともに重論²⁵⁾する。

本規定の根拠となった成宗 6 年 (1475) の礼曹の上啓では、禁制物の密売人とこれを取り締まることができなかつた官吏を「律に依って科罪する」と定め、義禁府の郎官 (糾察主任) と羅將 (直宿)、そして北平館の官員と通訳者を処罰したことが分かる。²⁶⁾このうち密売した本人については、『経国大典』刑典・禁制条により、禁制物のうち闊細布・綵紋席・厚紙・貂皮・土豹皮・海獺皮を客館で潜売した者は杖 100 徒 3 年、鉄物・牛馬・金銀・珠玉・宝石・焰硝・軍器といった重要品を潜売した者は絞に処された

と思われるが、取締りに不手際があった官吏に対する具体的な処罰内容は不明である。ただし、『経国大典』編纂後に当たる燕山君8年(1502)に咸鏡道敬差官が王へ送った報告では、「野人への禁制物密売を禁止できない守令は、事件が恩赦の前か否かを問わずに重論する法がすでにある」と述べていることから、「重論」²⁷⁾の具体的な処罰内容は依然として不明ではあるものの、恩赦の適用対象外とされたと推測される。

- ⑤ [大典後続録] 各邑で分養する馬を死なせて失い、痩せ細らせ、または馴致させない守令は、1匹で重論、2匹で品階を1等降格、3匹で2等降格、4匹で罷黜とする。²⁸⁾

馬の繁殖・調達は、朝鮮の軍事・交通さらには貿易において重要な業務であり、牧場を管理する監牧官は、牧場所在地の守令や万戸(のちに守令のみ)が兼任していた。彼らの業績は、臨時に派遣される点馬別監が監察し、勤務評定の証憑となった。

太宗7年(1407)、各道に分養されている国馬が所在地の守令の不注意により病死する事例が多いとして、分養馬を痩せ細らせ、死なせて失われた(故失)邑の守令は論罪し、失った馬は守令と担当吏から追徴することが、議政府の上啓により裁可された。²⁹⁾同王14年(1414)、忠清道および京畿の点馬官から各邑の分養馬が多く瘦死していることが伝えられると、王は司憲府に守令の鞫問・懲戒を命じ、該当する80人余りを附過に処した。³⁰⁾附過とは、官吏の軽微な罪に対しては任官辞命書である告身を没収せずに罪名を文案に記載し、後の勤務評定の証憑とする処分をいう。³¹⁾

本条文の直接的な根拠となった記事は、王朝実録から見つからない。そのため、「重論」の具体的な内容は詳らかではないが、『経国大典』以降の受教のうち、依然として法的効力を持つものを集成して英祖22年(1746)に刊行された『続大典』の兵典・厩舎条には、「1匹は重推、2匹は品階を1等降格、3匹は2等降格、4匹は罷職とし、故失馬は追徴する」と明記されている。³²⁾「重推」とは、犯罪事実を重く推考するという意味で「従

重推考」の略称と考えられる。推考とは、本来は2品から6品の一般官員を直接法司に出頭させずに質問状（公緘）を通じて事件の経緯について始末書（緘辞）を提出させる軽微な懲戒処分であるが³³⁾、16世紀以降になると譴責の度合いが強まり、王命を受けて所轄官衙で訊問を行った後、推考は笞40から50程度、従重推考は杖60から80程度の刑を摘示して王に報告する手続きへと変容したという³⁴⁾。重推すなわち従重推考は、16世紀後半の宣祖代から史料に登場するといい、本条文が『大典後統録』に収録された16世紀中葉にも「重論」が「重推」を意味したのかは、史料上の制約もあり定かではないが、少なくとも18世紀中葉に編纂された『統大典』に本条文が載録される際には「重推」と解釈されたのであろう。

以上を総合すると、本規定の「重論」は、品階の1等降格処分よりも軽いもので、勤務評定において人事上の不利益を負う処分または杖罪で処断されたのではないかと考えられる。

- ⑥ [大典後統録] 各牧場の故失馬と遺失馬の価は、上等馬が木綿16匹、中等が12匹、下等が8匹とし、牧子が徴収すべきものとする。遺失の数が多ければ、兼監牧を重論³⁶⁾する。

世祖12年（1466）、各地の兼監牧官が管理する牛馬数とその死亡頭数が兵曹によって王に報告された。報告によると、多くの牧場で約3割の牛馬を亡失しており、なかでも黄海に浮かぶ南陽府昇荒島では、7割以上の馬が死亡した。兵曹は、死亡頭数の多い兼監牧官に対する処罰は、先に恩赦が下された前の事案であるため追論できないものの、法により亡失頭数に応じて徴納させるべきであるとし、王の裁可を得た³⁷⁾。

また、成宗元年（1470）、司僕寺の提調が各地の牧場の本来の放牧牛馬数と故失・遺失数、虎捕獲数を報告するなかで、漫然と点検して多くの亡失数を出した兼監牧官は、罷黜させるべきであるとし、王から裁可を得ている³⁸⁾。

- ⑦ [大典後統録] 王室に進上する食材の輸送期限は、気温が温暖な時は1日、寒冷な時は3日とする。途中で遅滞して食材を腐爛させた場合、各駅の察訪は罷黜し、持参人と駅吏は³⁹⁾重論する。

中宗 23 年 (1528)、王が伝教を下し、「王室で祭祀や食材として用いる生物の輸転を遅滞して腐敗させることがないように、察訪と駅丞が取り締まれ。適切に取り締まれない者は勤務評定での証憑とし、駅吏を各別に治罪する」と各道の観察使に命じた。⁴⁰⁾ここでは、「重論」を「各別治罪」と表現しており、依然として具体的な処罰内容が分からないが、本規定が載録された『続大典』の礼典・雑令条には、「持参人と駅吏を杖 80 に処す」と明記されている。

16 世紀前半までに編纂された『経国大典』『大典統録』『大典後統録』の条文に登場する「重論」という表現について、王朝実録所収の記事から検証すると、「重論」という特定の刑罰は存在せず、それ自体は単に「重く論じる」という意味であり、何らかの特定の条文の法定刑よりも刑を加重するという意味で用いられていたわけではないことが分かる。そして、実際の処断は、犯罪によって全家入居や杖刑といったように特定の刑罰に一定せず、あるいは現職の罷免や官員に人事上の不利益を与える懲戒であったり、恩赦の適用対象外とする刑事手続上の処遇であったりと、それぞれ個別に定められていたと考えられる。

第 2 章

『受教輯録』における「従重」処断の実態

16 世紀末から 17 世紀前半にかけての朝鮮は、壬辰・丁酉倭乱、明清交替、丁卯・丙子胡乱といった内憂外患による政治外交的な混乱期にあった。法制面においても、このような混乱の影響で、それまで蓄積した受教を法典

化して整理することができずにいた。17世紀末の肅宗24年(1698)に刊行された『受教輯録』は、『大典後統録』以降に各官衙に伝達された受教と規式を再整備する目的で編纂された。

『受教輯録』には、「従重科罪」「従重科断」「従重治罪」「従重論罪」といった表現のほか、その略語や類似の表現と思われる「重治」「繩以重律」「論以重律」「各別治罪」「各別論罪」といった表現が多く用いられている。17世紀以降の史料については、王朝実録のほかに、王に近侍して政務の上啓や命令の下達を管掌する承政院で扱われた案件を記録した『承政院日記』や、16世紀中葉から軍務をはじめ国政全般を統轄した備辺司の記録である『備辺司臚録』といった史料が残存している。そこで、これらの編年史料や18世紀中葉に刊行された『続大典』も用いながら、法典で定められた「従重」の実際の処罰内容を検証したい。

- ① 官員として薦挙された人が名実相伴わず、または年齢詐称があったときは、同郷の保証推薦人は従重科罪し、守令と監司は罷職する⁴¹⁾。

本受教は、顯宗3年(1662)の吏曹の上啓を王が裁可したものであるが⁴²⁾、同内容を伝える王朝実録でも保挙者に対して「従重科罪」となっており、実態が分からない。しかし、本受教が載録されている『続大典』の吏典・薦挙条には、「同郷の保挙人は貢挙非其人の律を以て論ずる」と注記されている⁴³⁾。「貢挙非其人の律」とは明律の規定で、地方の長官が人材を選抜して推薦した人物の才能や学識がその器でない場合、推薦者を問責するもので、無能な被推薦者が1人では杖80、3人では杖90、5人以上は杖100に処した⁴⁴⁾。すなわち本受教の「従重科罪」の実態は、明律の規定を根拠として杖80から100までに処すものであったことが分かる。

- ② 各道の災傷都目で改算を摘発され、術数を用いたことが露呈したときは、担当の算員を勸農書員踏驗時漏負律により定罪する。郎庁は推考して重治する⁴⁵⁾〈嘉靖乙卯の承伝〉。

本受教には、教旨が下された嘉靖乙卯年（1555）の注記がある。同年は明宗10年に当たるが、編年史料からは該当記事を見つけることはできない。しかし、本受教が載録されている『続大典』戸典・収税条には、「郎序は不応為律を以て論ずる」とあり、ここでの「重治」は、明律の不応為条の答40、事理が重い場合は杖80のいずれかで処罰したことが分かる。

- ③ 科挙受験者の受験資格停止は、訓練院の参下官で現任の3員が一同で議論して罪目を明確に書き、入門所に移送して、入門所で資格停止させよ。もし個人的な嫌悪感で罪に陥れる者があれば、重律で論ずる〈順治丁酉の承伝⁴⁷⁾〉。

順治丁酉年（1657）に教旨が下された注記がある本受教は、孝宗8年に当たるが、編年史料からは該当記事を見つけることはできない。しかし、本受教が載録されている『続大典』兵典・武科条には、「もし私嫌に因り構罪する者あれば、誣人律を以て論ずる」という注記があり、ここでの「重律」は、明律の誣告条により処罰したことが分かる。

- ④ 清朝への使臣による商人帯同禁止は、嚴重なものである。商人を送り込もうと図った者、入った商人、商人を帯同した者は、重律により過ちをただす〈崇禎己巳の承伝⁴⁹⁾〉。

本受教には崇禎己巳年（1629）の注記があり、『承政院日記』にも同年に司憲府が王に同一趣旨を上啓し、王から裁可を得たという内容が存在するが、ここでも「繩以重律」と表現されており、実態が分からない。しかし、本受教が載録されている『続大典』刑典・禁制条には、「入った者は、詐冒軍人の例に依って論ずる」という注記がある⁵¹⁾。この「詐冒軍人の例」とは、同条所収の「軍人の姓名を詐冒して入った者、潜隠して入った者は、並びに杖100に処す」という規定を指すものと思われるが、本規定は本来、特定の軍人に成りすまして他国に入った者を処罰するもので、商人として清国に入った商人を処罰する規定ではない。

- ⑤ 各官衙の奴婢で、本役を厭憚して苦を避け楽に就く者と、その請嘱を聞き入れて勝手に転属させた官吏は、ともに各別に治罪する（隆慶⁵³⁾戊辰の承伝）。

隆慶戊辰年（1568）の宣祖元年に下された本受教も編年史料には該当記事が見つからず、「各別治罪」の実態が分からない。しかし、本受教が載録されている『続大典』刑典・公賤条には、「軍籍擅移律に依り杖100徒3年に処す」と記されている⁵⁴⁾。この「軍籍擅移律」は、『続大典』兵典・名簿条所収の「軍簿の脱漏・加減・移定・差錯は、すべてその程度によって論罪する。（略）勝手に移定したときは、（略）監官と色吏は5人以上を移定すれば杖100徒3年に処す⁵⁵⁾」を指すが、本規定は本来、軍士を勝手に転属させた帳簿管理者や末端吏員を処罰するもので、奴婢の事務管理者らを処罰する規定ではない。

- ⑥ 公賤について、守令が私的に贖良させた場合は、従重科罪する（康熙⁵⁶⁾庚戌の承伝）。

康熙庚戌年（1670）の顯宗11年に下された本受教は、『続大典』刑典・公賤条では「繩以重律」と表現されており⁵⁷⁾、法典からも実態が詳らかでないが、「従重科罪」と「繩以重律」が同義で用いられていることが確認できる。

顯宗代に本受教が成立した経緯を知ることのできる史料は見つからないが、19世紀前半の事件に本受教が（おそらく正祖9年（1785）に刊行された『大典通編』所収の条文として）適用される事例が『承政院日記』に記録されている。それによると、純祖29年（1829）11月、前碧沙道察訪の林輔榮が、公奴婢から金銭を受け取って私的に良民身分に変更することは法で厳禁されているのに、駅官の立場を利用して多額の贖銭を着服した嫌疑で義禁府に拿獲された。取り調べの後、義禁府は林輔榮について、「私自贖良律で賊を計り、杖100を収贖、告身を全て追奪して流3000里に定配」

と擬律した⁵⁸⁾。この記事から、19世紀前半の純祖代にも本受教が法的根拠として効力を明確に持っていたことと、本受教における「従重科罪」は、不正取得した金銭の額によって刑に差等が付けられた独自法の「私自贖良律」による処罰であることが分かる。

17世紀末に刊行された『受教輯録』に収録された受教には、「従重」とその類似表現と思われる表現が多く用いられているが、その大半は編年史料の該当年の記事に存在しないか、あるいは『受教輯録』所収の表現と同一なために処罰の実態が不明なものであり、むしろそれらの受教が後代に載録された『続大典』の規定を通じて、具体的な刑罰が判明することが多かった。このことは、換言すれば、臣下が案件に対する「従重」な処断を王に上啓する段階では、まだ処罰の具体的な根拠法や刑の種類が明示されておらず、それがそのまま編年史料に記録されたと見ることができる。

本章で取り上げた、主に『続大典』を通じて判明した「従重」とその類似表現の実際の処断をまとめると、犯罪構成要件と関連性のある明律の規定を根拠とする杖刑（上記①）や明律誣告条での処罰（③）、独自法を根拠とした流配（⑥）、明律の不应為条による処罰（②）、そして類似した犯罪構成要件を持つ独自法を広く類推適用した杖100（④）と徒3年（⑤）に分類できる。

第1章も含め、本章でこれまで見てきたような分析方法は、編年史料に該当する受教に関する記事があったとしても、それが王の指令として下された背景や経緯が分かるばかりで、実際の事件で当該受教が適用された記事が登場しない限り、処罰の実態が分からないという研究上の問題を孕んでいる。だが、次章で扱う『新補受教輯録』は、また別のアプローチから「従重」の実態を分析することができる。

第3章

『新補受教輯録』における「従重」処断の実態

『新補受教輯録』は、17世紀末に刊行された『受教輯録』以降の数多くの受教を集成する続編として、王命により編纂された。『新補受教輯録』は写本の形態でのみ現存しており、英祖13年(1737)からその翌年にかけて、それまでの受教や節目・事目などが整理され、同王22年(1746)に刊行された『続大典』を編纂する上での基礎資料となったが、『新補受教輯録』には『続大典』の刊行から12年後の同王34年(1758)の定式も一部含まれていることから、⁶⁰⁾『続大典』が法源として用いられた後もしばらくの間は『新補受教輯録』の重編作業が続けられていたことが分かる。

『新補受教輯録』に収められている約1400条に及ぶ規定の多くには、『受教輯録』と同様、その末尾に伝教を承けた年が双行注で記されているが、なかには処断に対する具体的な根拠法や刑罰が明示されているものがある。一例を挙げると、以下の通りである。

京中と外方の訟官による土地・奴婢の裁判判決は、すべて法典に従え。もし訟端を惹起し、法外に聴理した場合は、訟者と訟官を各別に従重論罪する(康熙丁酉の承伝。○訟者は非理好訟により杖100流3000里。訟官は制違により杖100⁶¹⁾)。

このように、肅宗43年(1717)に下された本受教の「各別従重論罪」の実態は、土地や奴婢をめぐる争いで規定を無視して訴訟を起こす者を朝鮮の独自法で杖100流3000里、これを受理して審理した司法官を明律・制書有違条で杖100に処すものであったことが、末尾の注に明記されているのである。そして、このような注が付されている受教は、これまで見てきた「従重論罪」やそれに類する表現のほかに、「重く」という表現のない「論罪」「科罪」「定罪」も存在することが判明した。紙面の関係上、そ

れらをまとめた一覧表は割愛するが、約1400条の受教や節目・事目のうち、「従重」が付されているものが57条、「従重」がないものが81条見つかった。本章では、両者の犯罪構成要件と根拠法および刑罰の種類を比較して、「従重」が持つ意味について検討を加えたい。

(1)犯罪構成要件と対象者

まず、「従重」が付される受教は、公務の不作为や、人民の不正を適確に取り締ることができない責任、文書作成時の書式違反、下級吏員に対する不当人事といった官吏の法違反行為が圧倒的に多数で、とりわけ地方官に対するものが多い。一般人民を対象とするものは、功臣子孫であることを落漏させた者とその嫡長、戸籍に奴婢と冒録した当事者本人、宮家や権勢家の廊底で不当に酒を売る者の家の主人、給暇後に逃帰し、または受由後に帰還しない定配罪人などがある。

一方、「従重」がない受教も、公務において不正を適確に取り締ることができない責任、行政上の不作为や杜撰さといった行為が多く、とりわけ地方の邑の守令を対象としたものが多い。一般人民を対象としたものは、全国の塵人と結託して漁夫から税を取り立てる差人や塵人、諸賢の影堂を許可なく設立した者、露梁で禁屠に違反して現行犯で逮捕された者の家長などがある。

以上から、犯罪構成要件については、「従重」の有無に関わらず、地方官の公務における不作为や怠惰による杜撰な行為が多く、官吏以外を対象とするものを含めても、その行為は実に個別具体的で、一般抽象化されていない。分析した結果では、犯罪構成要件と対象者において、「従重」の有無はほとんど関係がないように思われる。

(2)根拠法と刑種

「従重」が付される受教の根拠法としては、明律の制書有違条が圧倒的に多く、全57条のほぼ半数を占める。次いで多いのが明律の不应為条に

おける事理が重い場合の処罰（約10%）で、それ以外に複数収録されているものは、明律の枉法贓と監守自盜、投獻官豪条、英祖11年（1735）の忠翊衛節目、肅宗21年（1695）と英祖8年（1732）の賑恤事目などである。

刑罰として最も重いものは、地方の賑恤用の穀物に和水利した沙工等に対する独自法としての梟示で、枉法贓や監守自盜は不正取得の価額によっては絞や斬に処される可能性があるものの、それ以外は従享される先賢らの嫡長孫と支孫を混称した銓曹官人に対する明律の詐冒承襲者条による杖100充軍、田民訴訟で規定外の条件で訴を提起した原告に対しての独自法の非理好訟律による杖100流3000里、忠翊衛節目による全家徙辺や戸籍に奴婢と冒録した当事者本人に対する独自法の圧良律による全家徙辺を除き、杖100徒3年（約15%）、杖100（約55%）、杖80（約10%）と杖80から徒3年までが大半を占め、それ以下は、明律・斛斗称尺増減条の杖60、違令条の笞50、不応為条の笞40がそれぞれ1条ずつという結果であった。

一方、「従重」がない受教でも、明律の制書有違条が圧倒的に多く、やはり全81条の半数以上を占める。次いで多いのも明律の不応為条の事理重者（約20%）で、それ以外に複数収録されているものは、明律・違令条が5条、不応為条が3条といった具合であった。

刑罰として最も重いものは、御營庁別馬隊の中日試において情を用いた者に対する肅宗37年（1711）の受教による辺遠充軍で、以下、遺棄児を収養後に本上典と称して威脅還奪した者に対する独自法の挾執他人奴婢律による杖100徒3年と、生松を伐採して逮捕された者に対する肅宗24年（1698）の受教による杖100徒3年、露梁で禁屠に違反して現行犯で逮捕された者の家長に対する肅宗20年（1694）の受教による杖100徒3年、帖価米を虚偽会録した邑・鎮の官員に対する明律の対制上書詐不以実条による杖80徒2年のほかは杖刑以下で、杖100（約55%）、杖80（約25%）、杖60（1条）、笞50（6条）、笞40（3条）の割合となった。特殊なものとしては、量田時に職務を尽そうとしない守令に対して恩赦の適用外として

罷職させ、5年後に叙官するという肅宗43年(1717)の量田事目の規定がある。

分析の結果、受教の根拠法は、「従重」の有無に関わらず、明律の制書有違条(杖100)が全体の約半数を占め、次いで明律の不应為条の事理重者(杖80)が多いことも両者に差はなかった。つまり、受教に表現された「論罪」および「従重論罪」の実態は、ほとんどこの2つの明律条文による処罰であったことが分かる。とりわけ、「従重」がない受教は、この2つの条文だけで全体の約7割に及ぶ。

次に刑種は、「従重」が付される受教の最も重い刑が梟示や絞・斬といった死刑であるのに対し、「従重」がない受教は辺遠充軍が最も重く、それ以外は徒刑に止まっていることから、両者のほとんどが杖100か杖80であるものの、「従重論罪」のほうが単なる「論罪」よりも一部で重い刑に処されることがあったことが分かる。

以上から本章を総括すると、「従重」が意味する「重く」とは、従来の所定の処罰規定に比して刑を加重するという意味ではなく、単に「厳格に」「仮借なく」といった修辭に過ぎなかったと思われる。その根拠として、以下の2点が挙げられる。第1に、犯罪構成要件と関連性のある規定が既に明律にある場合、その規定を適用することだけが受教の注に記され、加重処罰することを示す記述がない点である。第2に、例えば明律の不应為条の「律には構成要件に該当する条文はないが、理としてはならない事をした者は笞40に処す。事理の重い場合は杖80に処す⁶²⁾」という規定において、「論罪」では笞40に処されるものが「従重論罪」では杖80に処されるといったことはなく、「論罪」の場合でもほとんど事理重者の杖80が適用されていて、両者に適用される刑罰に顕著な差を見出すことができない点である。

このうち第1点について、注記の規定が加重処罰を示すのではないのであれば、なぜ受教の文中で当該規定の法定刑を直接明示せずに、わざわざ

「従重論罪」と表現したのか。また、第2点については、『新補受教輯録』の分析を通じて、受教の文中に表現された「論罪」および「従重論罪」の実態は、ほとんど明律の制書有違条と不応為条の事理重者を適用するものであることが判明したが、前章で、類似した構成要件を持つ独自法を広く類推適用した受教の例(④および⑤)を挙げた。多くの受教では、犯罪構成要件が制書有違条の「制書を承けて、その主旨どおりに施行しない者は杖100に処す⁶³⁾」とは直接関係がないにもかかわらず、この規定を類推適用している。どうして多くの受教が制書有違条を類推適用するのだろうか。以下、結論を兼ねて、最後にこの問題について論じてみたいと思う。

おわりに

— 受教における「従重」と類推適用 —

王朝実録や『承政院日記』『備辺司謄録』といった編年史料には、「従重論罪して、争端を防ぐ」「従重治罪して、後日の弊を防ぐ」「従重治罪して弊習を正す」「従重論断し、悪人の戒めとする」といった表現がしばしば登場する。これらの表現からは、従重論罪して懲らしめることで、後日起こりうる大きな弊害を未然に防止しようとする意図が見てとれる。

朝鮮では、官衙レベルでは単独で判断できないような重大または困難な事案が地方や中央の官衙から朝廷に報告されると、その対処策が重臣の間で議論され、それを最終的に王が裁可するかたちで関係官衙へ受教が伝達された。この議論のなかで対象への処罰を命じるに当たり、王自身は擬律(法の適用)の専門家ではないため、具体的にどのような刑で処断すべきか、事案に該当する法条文があるのかを熟知していない。つまり、明らかになった犯罪事実に法を適用する前段階で、今後類似の事案が発生したときは「仮借なく」(=従重)処罰するよう王が命じると、それが受教として関係官衙に伝達される。そのため、受教には「従重論罪」と表現されたままとなるが、実際には当該事案に対する擬律はその後の手続きで行われ、それ

それぞれの受教における処罰の根拠法や法定刑が確定する。そして、事案の構成要件に対応する根拠法と法定刑が擬律を管掌する官員により王に上啓され、王の最終判断を経て審議が終結するが、これら一連の手続きの内容は受教伝達後であるため、受教の文面に含まれない。受教を抽象化して法条文として編纂した『経国大典』『大典統録』『大典後統録』や、受教を要約集成した『受教輯録』などではこれを付記しなかったが、おそらく実際の運用で不便なため、その後の『新補受教輯録』や『統大典』では可能な限り適用される処罰の根拠法や法定刑を明記したのではないだろうか。

次に、類推適用について、明律の断罪無正条条には、「罪を断ずるのに該当条文がないときは、ほかの律を援引比附し、刑を加重・減輕して罪名を定擬し、刑部に上申して議定後に奏聞する」とある。⁶⁴⁾「比附」と称されるこの法適用は、伝統中国法の特徴である個別具体的に細分化された犯罪構成要件から欠漏した行為を処罰するために、類似性をかなり広くとってそれが認められる構成要件を適用させ、犯情と刑罰が公平妥当になるよう処断するものである。⁶⁵⁾前述の第2章の④では、軍人と商人は身分が異なるが、違法に清国に入ったという行為の類似性とそれに対する杖100という処罰のバランスが、さらに⑤では、軍人と奴婢は身分が異なるが、勝手に転属させたという行為の類似性とその行為への徒3年という処罰のバランスが、それぞれ妥当と判断されたのであろう。

一方、守令をはじめとする地方官の多様な公務の不作為や懈怠、業務上の細かい規定違反など、多岐にわたる違法行為の構成要件を朝鮮が建国当初からすべて規定するのは現実的に不可能であった。そこで、それらの違法行為とバランスのとれた刑罰を模索した結果、杖100が妥当と考えられ、杖100を法定刑とする制書有違条に比附することになったのではないかと思われる。そして、この比附を承認する王の裁可を通じて、「従重論罪」や「論罪」と表現される受教の大半は、新たな受教として生成されていったものと推測される。

朝鮮の法典や受教に用いられている「従重」には、明律の二罪俱発以重

論での科刑とは異なる用法があった。それは刑罰を加重するという意味ではなく、単に「厳格に」という漠然とした意味で用いられたが、実際には法適用の上で根拠となる法や刑種は明確に規定されていた。この表現が犯罪抑止や懲らしめを意図して用いられた点は、清朝と同じであるが、刑罰の加重や、収贖の否定といった刑事手続の重罰的変更は、朝鮮ではほとんど見られず、恩赦の適用対象外とする処分が併科されたことがあった程度である。そのことは、「厳格に論罪する」という意味で用いられた「従重論罪」が、単なる「論罪」と比較した結果、実際の案件で適用される根拠法や刑種はほとんど変わらなかったことから裏付けられた。そして、その根拠法と刑種の半数以上が、明律の制書有違条による杖 100 であった。これらの受教は、主に地方官の公務の不作为や懈怠などに対する処罰として、違法行為に対する杖 100 という刑罰の程度のバランスから、杖 100 という法定刑をもつ制書有違条が比附されたことで大量に生成された。このような比附のあり方について、より深い精察を加えることは、朝鮮独自の法令である受教の特質を明らかにする上で重要な視座であると思われるが、これについては今後の課題としたい。

謝辞

本研究は、財団法人松下幸之助記念財団 2011 年度研究助成（人文科学・社会科学領域）に基づいて実施された。

注

- 1) 趙志晩『조선시대의 형사법 — 대명률과 국전 [朝鮮時代の刑事法 — 大明律と国典]』（景仁文化社〔ソウル〕、2007 年）、129-132 頁。
- 2) 中樞院調査課編『李朝法典考』（朝鮮総督府中樞院〔京城〕、1936 年）、13-14 頁。「受教」は、臣民・官衙が国王の「教」を「受」けて遵行するという意味と、臣民・官衙が「受」けた国王の「教」という意味で用いられる（金池洙「受教의 法的 性格과 理念 — 傳統 中國法上의 條例와 대비하여 [受教の法的性格と理念 — 伝統中国法上の条例と対比して]」『朴秉濠教授還甲紀年（Ⅱ）韓国法史学論叢』〔博英社（ソウル）、1991 年〕、113-114 頁）。
- 3) 田鳳徳『韓国法制史研究』（ソウル大学校出版部〔ソウル〕、1968 年）、240

- 頁、および朴秉濠『韓国法制史攷』（法文社〔ソウル〕、1974年）、402頁。
- 4) 朝鮮総督府編『朝鮮語辞典』（京城、1920年）、762頁。金在得編著『古文獻用語解例——朝鮮王朝篇』（培英社〔ソウル〕、1983年）、525頁。檀国大学校東洋学研究所編『韓国漢字語辞典』（ソウル、1996年）、2巻387頁。
 - 5) 仁井田陸『中国法制史研究 刑法』（東京大学東洋文化研究所、1959年）、222-223頁。「二罪俱發以重論」の淵源について、春秋公羊伝に引かれた註を根拠に、少なくとも後漢には同様の科刑方法が存在したという（西田太一郎『中国刑法史研究』（岩波書店、1974年）、223-224頁）。
 - 6) 「凡二罪以上俱發、以重者論。罪各等者、從一科斷」（『大明律』名例律「二罪俱發以重論」）。
 - 7) 例えば、15世紀の事例として、前副司直（五衛の從5品武官）の金用生が、天變を王朝交替の兆しとする妖言を發した罪（永樂癸卯年〔1423〕正月の受教により斬および家産沒收）と、兵曹判書や宗親への怨恨から彼らの謀反の動きを誣告した罪（明律の誣告条により杖100流3000里）の併合により、重罪に從い斬に処して家産を沒收している（『世宗實錄』8年〔1426〕3月甲寅）。また、18世紀の事例として、全羅道珍山郡の尹持忠と權尚然が、妖書邪術（天主教）を私かに伝習した罪（明律の禁止師巫邪術条により絞）と、父祖の祠版を焚毀した罪（明律の發塚条の毀屍を類推適用して斬）の併合により、重罪に從い不待時斬に処している（『正祖實錄』15年〔1791〕11月己卯）。このような事例は、朝鮮時代を通じて枚挙に遑がない。
 - 8) 「城中巫女、一切刷出、留住不出者、隨現治罪。許接人及本署書員、從重治罪。不檢拳官員、罷出（隆慶戊辰〔1568年〕承伝）」（『受教輯錄』刑典「禁制」）。
 - 9) 「自今諸宥賞罰、皆賞疑從重、罰疑從輕」（『隋書』卷25、志第20「刑法」）。
 - 10) 鈴木秀光「清代刑事裁判における『從重』」『專修法学論集』104（專修大学法学会、2008年）、45-50頁。
 - 11) 鈴木、前掲論文、51-68頁。
 - 12) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、1984年）、74-78頁。
 - 13) 「田稅收納時、貢吏侵漁納者、或高重斗量、或与納戶符同、先於本家暗取、到漕轉所、以余剩充數者、許人陳告重論」（『經国大典』戸典「雜令」）。
 - 14) 『成宗實錄』2年（1471）12月戊辰。
 - 15) 『成宗實錄』3年（1472）8月戊寅。
 - 16) 「京司憲府、外觀察使、檢察獄囚（（中略）当該官吏不能救恤、多致物故者、重論。（後略））」（『經国大典』刑典「恤囚」）。
 - 17) 『世宗實錄』24年（1442）11月己卯。

- 18) 『文宗実録』元年(1451)3月辛亥。
- 19) 『成宗実録』6年(1475)11月壬子。
- 20) 「里内有盜賊接居、其切鄰・所管人知而不告者、重論」(『経国大典』刑典「捕盜」)。
- 21) 『世宗実録』29年(1447)3月癸未。
- 22) 『世祖実録』3年(1457)2月丙辰。明律の知情藏匿罪人条は、官司が捜索中の犯人を自宅に隠匿して捕告せず、逃走経路を指南し、衣食を提供して隠避させた者を罪人の罪に一等を減じて処罰するもので、『統六典』で定められていた規定と矛盾しない。
- 23) 『成宗実録』2年(1471)2月辛酉。
- 24) 『成宗実録』6年(1475)正月辛未。
- 25) 「野人到館時、義禁府郎庁不離常仕、禁乱羅将不離直宿、閑雑人考察。将還時、同其館官員・通事、称駄載知重、不煩考檢、如有禁物、潜売者・官吏並重論」(『大典統録』礼典「待使客」)。
- 26) 『成宗実録』6年(1475)2月丙申。
- 27) 『燕山君日記』8年(1502)12月癸卯。
- 28) 「分養馬故失・瘦瘠・不馴守令、一匹重論、二匹降一資、三匹降二資、四匹罷黜」(『大典後統録』兵典「厩牧」)。
- 29) 『太宗実録』7年(1407)11月丙子。黄海道の点馬別監の上啓によると、倒損した分養馬2頭につき実馬1頭を守令と看養吏が徴納したようである(『世宗実録』8年(1426)4月壬午および同31年(1449)6月己未)。
- 30) 『太宗実録』14年(1414)4月丁巳。
- 31) 朝鮮初期の官人に対する懲戒処分は、朝鮮独自の法の確立に向け、犯した罪に対応する告身收取の等数について試行錯誤の改革が見られた。その変遷については、矢木毅「朝鮮初期の笞杖刑について」『史林』82-2(史学研究会、1999年)、86-90頁参照。
- 32) 「分養馬故失・瘦瘠・不馴、守令論罪〈一匹重推、二匹降一資、三匹降二資、四匹罷職。故失者、以馬匹生徴。(後略)〉」(『統大典』兵典「厩舎」)。
- 33) 矢木毅「朝鮮党争史における官人の処分 ― 賜死とその社会的インパクト」『東アジアの死刑』(京都大学学術出版会、2008年)、194-195頁。
- 34) 金鎮玉「‘推考’의 性格과 運用」(『推考』の性格と運用)『古典翻訳研究』3(韓国古典翻訳学会、2012年)、225-237頁。
- 35) 金鎮玉、前掲論文、236頁、註48。
- 36) 「各牧場故失・遺失馬価、上等十六匹、中等十二匹、下等八匹、牧子当徴。遺失数多則兼監牧重論」(『大典後統録』兵典「厩牧」)。

- 37) 『世祖實錄』12年(1466)2月丙申。
- 38) 『成宗實錄』元年(1470)正月癸未。
- 39) 「進上物膳、日暖時一日、日寒時三日。中路遲滯、以致腐爛者、各馭察訪罷黜、賚來人及馭吏重論」(『大典後統錄』刑典「雜令」)。
- 40) 『中宗實錄』23年(1528)正月乙未。
- 41) 「被薦之人、名實不相副、年歲或有冒錄、則一鄉保舉人從重科罪、守令・監司罷職」(『受教輯錄』吏典「官職」)。
- 42) 『顯宗實錄』3年(1662)7月丙戌。
- 43) 「所薦人、名實不副、年歲冒錄者、論罪〈一鄉保舉人、以貢舉非其人律論、觀察使・守令罷職。(後略)〉」(『統大典』吏典「薦舉」)。
- 44) 「凡貢舉非其人、及才堪時用應貢舉、而不貢舉者、一人杖八十、每二人加一等、罪止杖一百」(『大明律』吏律、職制「貢舉非其人」)。
- 45) 「各道災傷都目、摘發改算、用術現露者、次知算員、依勸農書員踏驗時漏負律定罪。郎庠推考重治〈嘉靖乙卯承伝〉」(『受教輯錄』戶典「諸田」)。
- 46) 「災傷都目、改算時、用術算員、依踏驗書員漏負律論。郎庠以不応為律論」(『統大典』戶典「収税」)。
- 47) 「舉子停舉、訓練院參下時仕人三員、齊会同議、明書罪目、移送入門所、自入門所停舉。如有因私嫌構罪者、論以重律〈順治丁酉承伝〉」(『受教輯錄』兵典「諸科」)。
- 48) 「凡舉子停舉、訓練院參外時仕三員會議、明書罪目、移送入門所〈如有因私嫌構罪者、以誣人律論〉」(『統大典』兵典「武科」)。
- 49) 「奉使者挾帶商賈之禁、非不嚴重。其囚送者・入往者・帶去者、並繩以重律〈崇禎己巳承伝〉」(『受教輯錄』刑典「禁制」)。
- 50) 『承政院日記』仁祖7年4月辛丑。
- 51) 「奉使人挾帶商賈者、拿問嚴處〈入去者、依詐冒軍人例論〉」(『統大典』刑典「禁制」)。
- 52) 「詐冒軍人姓名入去者、潛隱入去者、並杖一百」(『統大典』刑典「禁制」)。
- 53) 「各司奴婢、厭憚本役、避苦就歇者、及聽其請囑、擅自那移官吏、並各別治罪〈隆慶戊辰承伝〉」(『受教輯錄』刑典「公賤」)。
- 54) 「諸司奴婢、避苦就歇者、及官吏循其私囑而擅自那移者、並依軍籍擅移律、杖一百徒三年」(『統大典』刑典「公賤」)。
- 55) 「軍簿脫漏・加減・移定・差錯者、并從輕重論罪〈(中略)○擅便移定(中略)監・色、五人以上、杖一百徒三年。(後略)〉」(『統大典』兵典「名簿」)。
- 56) 「公賤、守令私自贖良者、從重科罪〈康熙庚戌承伝〉」(『受教輯錄』刑典「公賤」)。

- 57) 「凡公賤、守令私自贖良者、設賑時官奴婢許贖濫為者、並繩以重律」(『統大典』刑典「公賤」)。
- 58) 『承政院日記』純祖 29 年(1829) 11 月辛丑・壬寅。最終的に林輔榮は功減一等で流刑が軽減され、江原道横城郡蒼峯駅に徒 3 年定配に処された。
- 59) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院蔵『新補受教輯録』(奎 1158) は、上巻と下巻で形態が大きく異なる。韓国の従来の研究では、上巻を写本、下巻(表題は「受教輯録 下」)を木版本・刊行本と説明しているが(具徳会「解題」『奎章閣資料叢書法典篇 各司受教・受教輯録・新補受教輯録』(ソウル大学奎章閣〔ソウル〕、1997 年)、19-20 頁、および韓国歴史研究会中世 2 分科法典研究班編『新補受教輯録』(青年社〔ソウル〕、2000 年)、9-10 頁)、下巻も明らかに写本である。また、上巻については、「後代にその内容を筆写して組み合わせたのではないかと考えられる」(韓国歴史研究会、前掲書、9 頁)と述べるが、京城帝国大学に所蔵された奎 1158 本は、朝鮮総督府参事官分室に保管してあった当時から上巻が欠本であったため、麻生武亀氏の私蔵本(おそらく現在ソウル大学奎章閣所蔵の「古 5125-114」本と思われる)を借りて謄写したという事情が、中樞院調査課編の前掲書(154 頁)に書かれており、解題として内容に不備があるといわざるを得ない。
- 60) 韓国歴史研究会中世 2 分科法典研究班編、前掲書、10-12 頁。
- 61) 「京外訟官、田民決訟、一従法典。而如有惹起訟端、法外聽理者、訟者及訟官、各別従重論罪(康熙丁酉承伝。○訟者依非理好訟、杖一百流三千里。訟官依制違、杖一百)」(『新補受教輯録』刑典「聽理」)。
- 62) 「凡不応得為而為之者、笞四十。事理重者、杖八十」(『大明律』刑律、雜犯「不応為」)。
- 63) 「凡奉制書、有所施行而違者、杖一百」(『大明律』吏律、公式「制書有違」)。
- 64) 「凡律令該載、不尽事理、若断罪而無正条者、引律比附、応加応減、定擬罪名、轉達刑部、議定奏聞。若輒断決、致罪有出入者、以故失論」(『大明律』名例律「断罪無正条」)。
- 65) 中村茂夫『清代刑法研究』(東京大学出版会、1973 年)、176-178 頁。